

産婦人科社会保険診療報酬点数早見表

日本産婦人科医会編
平成 24 年 4 月

診察料

属 届出た医療機関

I. 初診料

初診料	診 察 料	時間内	時間外	深 夜	休 日
	普通の場合	270	355	750	520
	6 歳未満	345	470	965	635

同一医療機関・他疾患

同一日・他診療科（1つのみ）……………135（加算なし）

1. 夜間・早朝等加算（診療所のみ）属……………50

II. 再診料

再診料	診 察 料	時間内	時間外	深 夜	休 日
外来診療料 (200床以上病院)	普通の場合	70	135	490	260
	6 歳未満	108	205	660	330
再診料 (200床未満病院)	普通の場合	69	134	489	259
	6 歳未満	107	204	659	329

同一医療機関・他疾患・同一日・他診療科

(一つのみ)……………34（加算なし）

1. 外来管理加算（200床以上の病院は除く）……………52

2. 夜間・早朝等加算（診療所のみ）属……………50

3. 時間外対応加算（診療所のみ）属 イ. 加算 1……………5
(地域医療貢献加算の見直し) ロ. 加算 2……………3

ハ. 加算 3……………1

4. 明細書発行体制等加算（診療所のみ）属……………1

医学管理等

特定疾患療養管理料

1. 診療所……………225
2. 許可病床数100床未満の病院……………147
3. 許可病床数100～200床未満の病院……………87

特定疾患治療管理料

1. ウイルス疾患指導料
 - イ. ウイルス疾患指導料 1……………240
 - ロ. ウイルス疾患指導料 2……………330
 3. 悪性腫瘍特異物質治療管理料
 - イ. 尿中BTAに係るもの……………220
 - ロ. その他のもの（1）1項目の場合……………360
（2）2項目以上の場合……………400
- 初回月加算……………150
9. 外来栄養食事指導料……………130
 11. 集団栄養食事指導料……………80
 22. がん性疼痛緩和指導管理料属
 1. 緩和ケアの研修を受けた保険医……………200
 2. 1以外……………100

地域連携夜間・休日診療料属……………200

手術前医学管理料……………1192

手術後医学管理料（1日につき）1. 病院……………1188
2. 診療所……………1056

肺血栓塞栓症予防管理料……………305

リンパ浮腫指導管理料……………100

ハイリスク妊産婦共同管理料（I）属……………800
(ハイリスク妊産婦を紹介した医療機関が算定。)

ハイリスク妊産婦共同管理料（II）属……………500
(ハイリスク妊産婦の紹介を受けた医療機関が算定。)

がん治療連携指導料（情報提供時）属……………300

診療情報提供料（I）……………250

ハイリスク妊産婦加算属……………200
(ハイリスク妊産婦共同管理料（I）の施設に限る)

- 診療情報提供料（II）……………500
(セカンドオピニオンのための紹介の場合)
- 薬剤情報提供料（外来のみ）……………10
- 手帳記載加算……………3
- 傷病手当金意見書・療養費同意書交付料……………100

在宅医療

1. 往診料……………720
(死亡診断を行った場合200点加算)
2. 在宅患者訪問診療料（1日につき）
 1. 同一建物居住者以外の場合……………830
 2. 同一建物居住者の場合
 - イ. 特定施設等に同居する者の場合……………400
 - ロ. イ以外の場合……………200
(死亡診断を行った場合200点加算)
3. 救急搬送診療料……………1300
長時間加算（30分超）……………500
新生児加算……………1000
6歳未満の乳幼児加算（新生児を除く）……………500
4. 在宅自己注射指導管理料
 1. 複雑な場合……………1230
 2. 1以外の場合……………820
5. 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料……………150

検査料

検体検査実施料

- 時間外緊急院内検査加算（1日につき）……………110
- 迅速検体検査加算（5項目まで）……………各項目に10点加算
(入院外の患者に実施した定められた検査について検査実施日のうちに結果を説明した上で文書により情報を提供し、診療が行われた場合)

1. 尿・糞便等検査

尿中一般物質定性半定量検査（当該医療機関内で検査を行った場合）……………26

尿中特殊物質定性定量検査

1. 蛋白定……………7
2. 尿グルコース……………9
3. ウロビリノゲン（尿）……………16
5. N-アセチルグルコサミニダーゼ（NAG）（尿）……………41
6. アルブミン定性（尿）……………49
7. 黄体形成ホルモン（LH）定性（尿）……………72
8. アルブミン定量（尿）……………113

尿沈渣（鏡検法）（当該医療機関内での検査に限る）……………27

②染色標本による検査を行った場合は、9点を加算する。

糞便検査

1. 虫卵検出（集卵法）（糞便）、ウロビリルン（糞便）……………15
2. 糞便塗抹顕微鏡検査
(虫卵、脂肪及び消化状況観察を含む)……………20

穿刺液・採取液検査

2. ヒューナー検査……………20
5. 精液一般検査……………70
6. 頸管粘液一般検査……………75
7. 顆粒球エラスターゼ定性（子宮頸管粘液）……………100
8. 顆粒球エラスターゼ（子宮頸管粘液）……………133
12. 肺サーファクタント蛋白-A（SP-A）（羊水）……………380

2. 血液学的検査

血液形態・機能検査

1. 赤血球沈降速度 (ESR)
(当該医療機関内での検査に限る) ……9
2. 網赤血球数 ……12
3. 血液浸透圧、末梢血液像 (自動機械法) ……15
5. 末梢血液一般検査 ……21
6. 末梢血液像 (鏡検法) (特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色ごとにそれぞれ27点加算) ……25
7. 血中微生物検査 ……40
9. ヘモグロビンA1c (HbA1c) ……49
11. ヘモグロビンF (HbF) ……60

出血・凝固検査

1. 出血時間 ……15
 2. プロトロンビン時間 (PT)、全血凝固時間、
トロンボテスト ……18
 3. 毛細血管抵抗試験 ……19
 4. フィブリノゲン半定量、フィブリノゲン定量 ……23
 5. トロンビン時間 ……25
 6. ヘパリン抵抗試験 ……28
 7. 活性化部分トロンボプラスチン時間 (APTT)、ヘパ
ラスチンテスト ……29
 8. 血小板凝集能 ……50
 10. アンチトロンビン活性および抗原 ……70
 11. フィブリン・フィブリノゲン分解産物 (FDP) 定性
および半定量・定量、プラスミン ……80
 12. フィブリンモノマー複合体定性 ……93
 13. プラスミノゲン活性および抗原 ……100
 14. フィブリノゲン分解産物 (FgDP) ……120
 15. Dタイムー定性、Dタイムー半定量 ……137
 16. プラスミンインヒビター (アンチプラスミン) ……140
 17. PIVKA-II、Dタイムー ……147
 18. 凝固因子インヒビター ……160
 19. プロテインS活性および抗原 ……170
 22. トロンビン・アンチトロンビン複合体 (TAT) ……200
 24. 凝固因子 (第II因子、第V因子、第VII因子、第VIII因子、
第IX因子、第X因子、第XI因子、第XII因子、第XIII因子) ……240
 25. プロテインC活性および抗原 ……260
- ① 1回に採取した血液を用いて、14から26までに掲げる検査
を3項目以上行った場合。
(イ) 3項目又は4項目 ……530
(ロ) 5項目以上 ……744

3. 生化学的検査 (I)

血液化学検査

1. 総ビリルビン、直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン、総
蛋白、アルブミン、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、アルカリホ
スファターゼ (ALP)、コリンエステラーゼ (ChE)、 γ -グルタ
ミルトランスフェラーゼ (γ -GT)、中性脂肪、ナトリウム及び
クロール、カリウム、カルシウム、マグネシウム、膠質反応、ク
レアチン、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ (LD)、エステ
ル型コレステロール、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ
(LAP)、クレアチンキナーゼ (CK)、アルドラーゼ、遊離コ
レステロール、鉄 (Fe)、血中ケトン体・糖・クロール検査 (試
験紙法・アンプル法・固定化酵素電極によるもの) ……11
2. リン脂質 ……15
3. 遊離脂肪酸 ……16
4. HDL-コレステロール、無機リン及びリン酸、総コレステ
ロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ (AST)、ア
ラニンアミノトランスフェラーゼ (ALT) ……17
5. LDL-コレステロール、蛋白分画 ……18
6. 銅 (Cu) ……23
7. リパーゼ ……24
10. ムコ蛋白 ……29
11. ケトン体 ……30
12. 不飽和鉄結合能 (UIBC)、総鉄結合能 (TIBC) ……31
15. 胆汁酸 ……47
16. ALPアイソザイム、アミラーゼアイソザイム、 γ -GTア

- イソザイム、LDアイソザイム、重炭酸塩 ……48
 17. ASTアイソザイム、リボ蛋白分画 ……49
 18. アンモニア ……50
 19. CKアイソザイム、グリコアルブミン ……55
 20. コレステロール分画 ……57
 21. ケトン体分画 ……59
 22. カタラーゼ ……60
 28. ALPアイソザイム及び骨型アルカリホスファターゼ (BAP) ……96
 29. シスチンアミノペプチダーゼ (CAP) ……100
 30. ヘパリン、リボ蛋白 (a) ……110
 31. フェリチン定量 ……120
 35. 血液ガス分析、アルブミン非結合型ビリルビン ……150
 37. 葉酸 ……170
 39. 腺分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型 (IGFBP-1) 定性 ……190
 43. α -フェトプロテイン (AFP) 定性 (腺分泌液) ……250
- ① 1回に採取した血液を用いて、1から9までに掲げる検査
を5項目以上行った場合。

- (イ) 5項目以上7項目以下 ……93
(ロ) 8項目又は9項目 ……102
(ハ) 10項目以上 ……121
- ② 入院中の患者について算定した場合は、初回に限り20点を
加算する。

4. 生化学的検査 (II)

1) 内分泌学的検査

1. ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 定性 ……55
 2. 11- β -ヒドロキシコルチコステロイド (11-OHCS) ……60
 6. プロラクチン (PRL) ……98
 8. トリヨードサイロニン (T_3) ……113
 9. 甲状腺刺激ホルモン (TSH) ……115
 10. サイロキシン (T_4)、インスリン (IRI) ……118
 11. 成長ホルモン (GH)、卵胞刺激ホルモン (FSH)、黄体
形成ホルモン (LH) ……123
 12. アルドステロン、テストステロン ……137
 13. サイロキシン結合能 (TBC)、遊離サイロキシン (FT_4)、
遊離トリヨードサイロニン (FT_3)、コルチゾール、サイロ
キシン結合グロブリン (TBG)、サイログロブリン ……140
 14. カルシトニン ……147
 15. ヒト胎盤性ラクターゲン (HPL)、ヒト絨毛性ゴナドトロピン
(HCG) 半定量、ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 定量、
ヒト絨毛性ゴナドトロピン- β サブユニット (HCG- β) ……150
 16. I型コラーゲン架橋N-テロペプチド (NTX) ……160
 17. プロゲステロン ……167
 18. オステオカルシン (OC)、骨型アルカリホスファターゼ
(BAP)、低単位ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 半
定量、遊離テストステロン ……170
 19. エストリオール (E_3)、エストロゲン半定量、エストロ
ゲン定量 ……180
 21. デヒドロエピアンドロステロン硫酸抱合体 (DHEAS) ……190
 22. エストラジオール (E_2) ……196
 24. 副腎皮質刺激ホルモン (ACTH)、カテコールアミン ……216
 25. プレグナジオール ……220
 26. 抗利尿ホルモン (ADH) ……235
 28. プレグナントリオール ……250
- ① 1回に採取した血液を用いて、11から29までに掲げる検査
を3項目以上行った場合。

- (イ) 3項目以上5項目以下 ……410
(ロ) 6項目又は7項目 ……630
(ハ) 8項目以上 ……900
- #### 2) 腫瘍マーカー
2. 癌胎児性抗原 (CEA) ……113
 3. α -フェトプロテイン (AFP)、組織ポリペプチド抗原
(TPA)、扁平上皮癌関連抗原 (SCC抗原) ……115
 4. CA15-3 ……130
 5. エラスターゼ I ……135
 6. CA19-9 ……140
 7. CA72-4、シアリルTn抗原 (STN)、PIVKA-II 半定量、
PIVKA-II 定量 ……150
 8. シアリルLe^x-抗原 (SLX)、CA125 ……160

9. SP1	170	4) 自己抗体検査	
11. CA602、CA54/61、癌関連ガラクトース転移酵素 (GAT)	190	2. リウマトイド因子 (RF) 半定量/定量	30
12. CA130、ヒト絨毛性ゴナドトロピンβ分画コアフラグメント (HCGβ-CF) (尿)	200	5. LEテスト定性	68
14. 癌胎児性抗原 (CEA) 定性 (乳頭分泌液)、癌胎児性抗原 (CEA) 半定量 (乳頭分泌液)	320	17. 抗カルジオリピンβ ₂ グリコプロテインI複合体抗体	230
①1回に採取した血液等を用いて、2から15までに掲げる項目を2項目以上行った場合。但し、1回を限度として算定し、悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定している場合は算定しない。		18. 抗カルジオリピン抗体	250
(イ) 2項目	230	20. ループスアンチコアグラント定性/定量	290
(ロ) 3項目	290	5) 血漿蛋白免疫学的検査	
(ハ) 4項目以上	420	1. C反応性蛋白 (CRP) 定性、C反応性蛋白 (CRP)	16
*CA125・CA130・CA602は子宮内膜症の診断又は治療の前後各一回を限度として算定。同時に行っても1つに限り算定。		4. 血清補体価 (CH ₅₀)、免疫グロブリン	38
5. 免疫学的検査		7. トランスフェリン (Tf)	60
1) 免疫血液学的検査		8. C ₃ 、C ₄	70
1. ABO血液型、Rh(D)血液型	21	10. 非特異的IgE半定量/定量	100
2. Coombs試験 イ. 直接	30	11. 特異的IgE半定量・定量	110
ロ. 間接	34	①特異的IgE半定量・定量検査は、特異抗原の種類ごとに点数算定。1回の採血で1430点まで。	
3. Rh (その他の因子) 血液型	160	12. β ₂ -ミクログロブリン	115
4. 不規則抗体	167	14. ハプトグロビン (型補正を含む)	150
②性器手術のうち帝王切開術等を行った場合に算定。		19. 癌胎児性フィブロネクチン定性 (頸管腔分泌液)	210
6. 血小板関連IgG (PA-IgG)	210	6. 微生物学的検査	
7. ABO血液型亜型	260	排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査	
8. 抗血小板抗体	270	1. 蛍光顕微鏡、位相差顕微鏡、暗視野装置等を使用するもの	50
2) 感染症免疫学的検査		③集菌塗抹法を行った場合には、所定点数に32点を加算する。	
1. 梅毒血清反応 (STS) 定性、抗ストレプトリジンO (ASO) 定性/定量/半定量	15	3. その他のもの	50
2. トキソプラズマ抗体半定量/定性	26	細菌培養同定検査	
4. 梅毒トレポネーマ抗体定性、マイコプラズマ抗体定性/半定量	32	1. 口腔、気道又は呼吸器からの検体	160
5. 梅毒血清反応 (STS)	34	2. 消化管からの検体	160
6. 梅毒トレポネーマ抗体半定量/定量	53	3. 血液又は穿刺液	190
11. ウイルス抗体価 (定性・半定量・定量) (1項目あたり)	79	4. 泌尿器又は生殖器からの検体	150
③同一検体についてウイルス抗体価 (定性・半定量・定量) の測定を行った場合は、8項目を限度。		5. その他の部位からの検体	140
13. HTLV-I抗体定性/半定量	85	6. 簡易培養	60
14. トキソプラズマ抗体	93	④1～6までについては、同一検体について、一般培養と併せて嫌気性培養を行った場合は120点を加算する。	
15. トキソプラズマIgM抗体	95	細菌薬剤感受性検査	
17. HIV-1抗体	120	1. 1菌種	170
18. HIV-1、2抗体定性/半定量/定量、HIV-1、2抗原・抗体同時測定定性/定量	127	2. 2菌種	220
20. カンジダ抗原定性/半定量/定量	148	3. 3菌種以上	280
21. 梅毒トレポネーマ抗体 (FTA-ABS試験)	150	抗酸菌分離培養検査	
23. クラミジア・トラコマチス抗原定性	170	1. 抗酸菌分離培養 (液体培地法)	230
24. 淋菌抗原定性、単純ヘルペスウイルス抗原定性	180	2. 抗酸菌分離培養 (それ以外のもの)	210
25. HTLV-I抗体	186	抗酸菌同定検査 (種目にかかわらず一連につき)	370
28. グロブリンクラス別クラミジア・トラコマチス抗体	216	抗酸菌薬剤感受性検査 (培地数に関係なく)	380
30. グロブリンクラス別ウイルス抗体価 (1項目あたり)	230	④4薬剤以上使用した場合に限り算定。	
③同一検体については、2項目を限度として算定する。		微生物核酸同定・定量検査	
33. HIV-1抗体 (ウエスタンブロット法)	280	1. 細菌核酸検出 (白血球) (1菌種あたり)	130
36. HIV-2抗体 (ウエスタンブロット法)	380	2. 淋菌核酸検出、クラミジア・トラコマチス核酸検出	210
38. HTLV-I抗体 (ウエスタンブロット法)	441	4. 淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出	300
39. HIV抗原	600	5. HPV核酸検出 ^⑤ (ASC-USと判定された患者に限り)	360
3) 肝炎ウイルス関連検査		11. HPVジェノタイプ判定	2000
1. HBs抗原定性・半定量	29	7. 検体検査判断料	
2. HBs抗体定性/半定量	32	1. 尿・糞便等検査判断料	34
3. HBs抗原、HBs抗体	88	2. 血液学的検査判断料	125
4. HBe抗原、HBe抗体	110	3. 生化学的検査 (I) 判断料	144
5. HCV抗体定性・定量、HCVコア蛋白	120	4. 生化学的検査 (II) 判断料	144
6. HA抗体	150	5. 免疫学的検査判断料	144
③1回に採取した血液を用いて肝炎ウイルス関連検査の3から12までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、		6. 微生物学的検査判断料	150
(イ) 3項目	290	⑥1. 検体検査判断料は該当する検体検査の種類、回数にかかわらず各々月1回に限り算定する。	
(ロ) 4項目	360	2. 尿中一般物質定性半定量検査については尿・糞便検査判断料は算定しない。	
(ハ) 5項目以上	484	8. 呼吸循環機能検査等	
		心電図検査	
		1. 四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導	130
		9. 超音波検査等	
		超音波検査 (記録に要する費用を含む)	
		2. 断層撮影法 (心臓超音波検査を除く)	
		(イ) 胸部	530
		(ロ) その他 (頭頸部、四肢、体表、抹消血管等)	350
		⑦バルスドブラ法を行った場合は200点を加算する。	

3. 心臓超音波検査
 (ニ) 胎児心エコー法^⑧ ……………1000
4. ドブラ法 (1日につき)
 (イ) 胎児心音観察、末梢血管血行動態検査 ……………20
- ^⑨超音波検査において同一検査を2回以上実施した場合は、2回目以降は所定点数の100分の90を算定する。
- 残尿測定検査
 1. 超音波検査によるもの……………55
 2. 導尿によるもの……………45
- ^⑩残尿測定検査は患者1人につき月に2回に限り算定する。
- 骨塩定量検査 (4月に1回)
 1. DEXA法による腰椎撮影 ……………360
^⑪同一日にDEXA法による大腿骨撮影を行った場合は、所定点数に90点を加算する。
 2. MD法、SEXA法等 ……………140
 3. 超音波法 ……………80
10. 監視装置による諸検査
 分娩監視装置による諸検査
 1. 1時間以内の場合 ……………400
 2. 1時間を超え1時間30分以内の場合 ……………550
 3. 1時間30分を超えた場合 ……………700
- ノンストレステスト (一連につき) ……………200
- 経皮的動脈血酸素飽和度測定 (1日につき) ……………30
- ^⑫人工呼吸と同時にを行った場合の費用は、人工呼吸の点数に含まれる。
11. 負荷試験等
 肝及び腎のクリアランステスト ……………150
- ^⑬1. 尿管カテーテル法、膀胱尿道ファイバースコープ又は、膀胱尿道鏡検査を行った場合はその所定点数を併せて算定する。
 2. 検査に伴う注射、採血、検体測定のコストを含む。
- 内分泌負荷試験
 1. 下垂体前葉負荷試験
 (イ) 成長ホルモン (GH) (一連として)……………1200
^⑭患者1人につき月2回に限り算定
 (ロ) ゴナドトロピン (LH及びFSH) (一連として月1回) ……1600
 (ハ) 甲状腺刺激ホルモン (TSH) (一連として月1回) ……1200
 (ニ) プロラクチン (PRL) (一連として月1回) ……………1200
 (ホ) 副腎皮質刺激ホルモン (ACTH) (一連として月1回) ……1200
 2. 下垂体後葉負荷試験 (一連として月1回) ……………1200
 3. 甲状腺負荷試験 (一連として月1回) ……………1200
 4. 副甲状腺負荷試験 (一連として月1回) ……………1200
 5. 副腎皮質負荷試験 (イ) 鉱質コルチコイド (一連として月1回) ……1200
 (ロ) 糖質コルチコイド (一連として月1回) ……1200
 6. 性腺負荷試験 (一連として月1回) ……………1200
- ^⑮1. 1月に3600点を限度とする。
 2. 負荷試験に伴って行った注射、採血及び検体測定のコストは、採血回数、測定回数にかかわらず所定点数に含まれるものとする。
- 糖負荷試験
 1. 常用負荷試験 (血糖、尿糖検査を含む)……………200
 卵管通気・通水・通色素検査・ルビンテスト ……………100
- 皮内反応検査他
 1. 21箇所以内の場合 (1箇所につき)……………16
 2. 22箇所以上の場合 (一連につき)……………350
12. 内視鏡検査
 腹腔鏡検査・腹腔ファイバースコープ……………1800
 クルドスコープ ……………400
 膀胱尿道ファイバースコープ ……………950
 ヒステロスコープ ……………220
 コルポスコープ ……………150
 子宮ファイバースコープ……………800
- ^⑯同一月において同一検査を2回以上実施した場合は、2回目以降は所定点数の100分の90を算定する。
13. 診断穿刺・検体採取料
 血液採取 (1日につき) (外来患者のみ) (6歳未満の乳幼児14点加算)
 1. 静脈……………16
 2. その他 ……………6
- ダグラス窩穿刺……………240

- 内視鏡下生検法 (1臓器につき)……………310
 子宮頸部等からの検体採取
 1. 子宮頸管粘液採取……………40
 2. 子宮頸部組織採取……………200
 3. 子宮内膜組織採取……………370
- その他の検体採取
 2. 胸水・腹水採取 (簡単な液検査を含む)……………180
 3. 動脈血採取 (1日につき)……………50

画像診断料

時間外緊急等院内画像診断加算 (外来1日につき)……………110

1. エックス線診断料

エックス線診断料は①診断料、②撮影料、③フィルム料、④造影剤料、⑤注入手技料に分かれており、その組み合わせによって算定する。

$$\text{①診断料} + \text{②撮影料} + \frac{\text{③フィルム料(円)}}{10} + \frac{\text{④造影剤の価格(円)}}{10}$$

+ ⑤腔内注入手技料 } 注腸 (300)
 { その他 (120)

区分	部位	電子化管理・保存加算	フィルム数	①診断料	②撮影料 アナログ/デジタル
単 純 撮 影	頭・胸部・ 腹部・脊椎	57	1	85	60 / 68
			2	128	90 / 102
	3		170	120 / 136	
	1		43	60 / 68	
2	65	90 / 102			
乳房	54	-連につき	306	192	202
			1	72	144 / 154
消化管、そ の他の機器	66	-	2	108	216 / 231
			3	144	288 / 308
			58	-連につき	96

③フィルム料(円)

1枚	
四ツ切	64
大角	114
半切	137
マンモグラフィ用 18×24cm	120

(6歳未満の胸部又は腹部単純撮影)の場合のフィルム料は10%増し。

^⑰電子化して管理・保存した場合はフィルム料は算定できない。
 撮影・新生児加算……………30/100 乳幼児加算……………15/100

2. コンピューター断層撮影診断料 (施設基準あり)

	CT撮影 (一連につき)	MRI撮影 (一連につき)
撮影	イ. 64列以上のマルチスライス型の機器……………950 ロ. 16列以上64列未満のマルチスライス機器……………900 ハ. 4列以上16列未満のマルチスライス型の機器……………780 ニ. イ、ロ又はハ以外……………600	1. 3テスラ以上の機器……………1400 2. 1.5テスラ以上 3テスラ未満の機器……………1330 3. 1又は2以外……………950
同一月に2回以上行った場合の2回目以降の断層撮影 (一連につき) ……所定点数の80/100		
造影剤加算	500	250
コンピューター断層診断	(月1回) 450	
電子化管理・保存加算	(一連の撮影につき1回) 120 ⑱フィルムの費用は算定できない	

3. ポジトロン断層撮影

1. ¹⁵O標識ガス剤を用いた場合 (一連につき)……………7000
 2. ¹⁸FDGを用いた場合 (一連につき)……………7500
 3. ¹³N標識アンモニウム剤を用いた場合 (一連につき)……………7500

処置料

- 陰洗浄 (熱性洗浄を含む)……………47
 子宮腔洗浄 (薬液注入を含む)……………47
 子宮頸管内への薬物挿入法……………45
 卵管内薬液注入法……………60
 陣痛誘発のための卵膜外薬液注入法……………340
 子宮出血止血法 1. 分娩時のもの……………520
 2. 分娩時のもの……………45
 分娩時鈍性頸管拡張法……………380
 クリステル胎児圧出法……………45
 人工羊水注入法……………600
 胎盤圧出法……………45
 羊水穿刺 (羊水過多症の場合)……………120
 子宮頸管拡張及び分娩誘発法
 1. ラミナリア……………120

2. コルポイリントル	120
3. 金属拡張器 (ヘガール等)	180
4. メトロイリントル	340
子宮腔部薬物焼灼法	100
子宮腔部焼灼法	180
子宮脱非観血的整復法 (ベッサリー)	290
妊娠子宮嵌頓非観血的整復法	290
臍肉芽腫切除術	220
痔核嵌頓整復法 (脱肛を含む)	290
人工呼吸	
1. 30分までの場合	242
2. 30分を超え5時間までの間242点に30分又はその端数を増すごとに50点を加算。	
3. 5時間を超えた場合 (1日につき)	819
①使用した精製水の費用及び人工呼吸と同時に呼吸心拍監視、経皮的動脈血酸素飽和度測定若しくは非観血的連続血圧測定又は喀痰吸引若しくは酸素吸入の費用は、所定点数に含まれるものとする。	
救命のための気管内挿管	500
酸素吸入 (1日につき) (使用した精製水の費用は所定点数に含まれる)、酸素 Tent (1日につき)	65
胃洗浄 (3歳未満の乳幼児100点加算)	250
高位洗腸、高圧洗腸、洗腸 (3歳未満の乳幼児50点加算)	65
排便	100
鼻腔栄養 (1日につき)	60
留置カテーテル設置	40
膀胱洗浄 (1日につき)	60
(同時に行う留置カテーテル設置中の膀胱洗浄及び薬液注入の費用は所定点数を含む。)	
気管内洗浄 (1日につき) (6歳未満の乳幼児100点加算)	240
①同時に行う喀痰吸引又は酸素吸入の費用を含む。	
喀痰吸引 (1日につき) (6歳未満の乳幼児75点加算)	48
陰嚢水腫穿刺	80
乳腺穿刺・リンパ節等穿刺	200
ダグラス窩穿刺	240
インキュベーター (1日につき)	120
新生児高ビリルビン血症に対する光線療法 (1日につき)	140
創傷処置及び皮膚科軟膏処置	
1. 100平方センチメートル未満 (皮膚科軟膏処置は不可)	45
2. 100平方センチメートル以上500平方センチメートル未満	55
3. 500平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満	85
4. 3,000平方センチメートル以上6,000平方センチメートル未満	155
5. 6,000平方センチメートル以上	270
①1. は入院外及び手術後の患者 (入院中) に限る。	
消炎鎮痛等処置 (1日につき)	
1. マッサージ等の手技による療法	35
2. 器具等による療法	35
3. 湿布処置 (半肢の大部又は頭部及び顔面の大部以上)	35

手術料

1. 緊急手術

- 入院中以外の患者 (入院時間より8時間以内) に対し、緊急手術を行った場合
 - ①時間外……………所定点数の40/100加算
 - ②休日・深夜……………所定点数の80/100加算
- 入院中の患者 (入院時間より8時間以上) に対し、緊急手術を行った場合
 - 休日・深夜……………所定点数の80/100加算 (時間外は算定出来ない)

2. 3歳未満の乳幼児

……………所定点数の100/100を加算する

3. 皮膚、皮下組織

創傷処理

- 筋肉・臓器に達するもの (長径5cm未満) ……1250
- 筋肉・臓器に達するもの (長径5cm以上10cm未満) ……1680
- 筋肉・臓器に達するもの (長径10cm以上) ……2000
- 筋肉・臓器に達しないもの (長径5cm未満) ……470
- 筋肉・臓器に達しないもの (長径5cm以上10cm未満) ……850

6. 筋肉・臓器に達しないもの (長径10cm以上)	1320
皮膚切開術	
1. (長径10cm未満)	470
2. (長径10cm以上20cm未満)	820
3. (長径20cm以上)	1470
皮膚・皮下、粘膜下血管腫摘出術 (露出部)	
1. 長径3cm未満	3480
2. 長径3cm以上6cm未満	9180
3. 長径6cm以上	17810
皮膚・皮下、粘膜下血管腫摘出術 (露出部以外)	
1. 長径3cm未満	2110
2. 長径3cm以上6cm未満	4360
3. 長径6cm以上	9480
皮膚・皮下腫瘍摘出術 (露出部)	
1. 長径2cm未満	1660
2. 長径2cm以上4cm未満	3670
3. 長径4cm以上	4360
皮膚・皮下腫瘍摘出術 (露出部以外)	
1. 長径3cm未満	1280
2. 長径3cm以上6cm未満	3230
3. 長径6cm以上	4160

4. 動脈

血管露出術 ……530

5. 乳腺

乳腺膿瘍切開術 ……820

乳腺腫瘍摘出術

1. 長径5cm未満 ……2660
2. 長径5cm以上のもの ……6730

6. 婦人科手術

バルトリン腺膿瘍切開術 ……790

処女膜切開術 ……790

処女膜切除術 ……980

輪状処女膜切開術 ……2230

バルトリン腺膿瘍腫瘍摘出術 (造袋術を含む) ……2760

女子外性器腫瘍摘出術 ……2340

女子外性器悪性腫瘍手術①

1. 切除 ……29190
2. 皮膚移植 (筋皮弁使用) を行った場合 ……54020

陰絨毛性腫瘍摘出術 ……23830

会陰形成手術

1. 筋層に及ばないもの ……2330
2. 筋層に及ぶもの ……5760

外陰・陰血腫除去術 ……1600

癒合陰唇形成手術

1. 筋層に及ばないもの ……2330
2. 筋層に及ぶもの ……5760

陰壁裂創縫合術 (分娩時を除く)

1. 前又は後壁裂創 ……2760
2. 前後壁裂創 ……5410
3. 陰門蓋に及ぶ裂創 ……8280
4. 直腸裂傷を伴うもの ……31940

陰閉鎖術

1. 中央陰閉鎖術 (子宮全脱) ……6370
2. その他 ……2580

陰式子宮旁結合織炎 (膿瘍) 切開術 ……2230

後陰門蓋切開 (子宮外妊娠) ……2230

陰中隔切除術

1. 不全隔のもの ……1260
2. 全中隔のもの ……2540

陰壁腫瘍摘出術 ……2540

陰壁膿瘍切除術 ……2540

陰ポリープ切除術 ……1040

陰壁尖圭コンジローム切除術 (外陰尖圭コンジローム切除術) 1040

陰壁悪性腫瘍手術① ……29190

陰腸瘻閉鎖術 ……31940

造陰術、陰閉鎖症術

1. 拡張器利用によるもの ……2130
2. 遊離植皮によるもの① ……18810
3. 陰断端挙上によるもの① ……28210

4. 腸管形成によるもの(注)	40900	2. 腹腔鏡によるもの	25540
5. 筋皮弁移植によるもの(注)	55810	子宮付属器悪性腫瘍手術(両側)(注)	58500
腹腔鏡下造腔術	38690	卵管形成手術(卵管・卵巣移植、卵管架橋等)	27380
腔壁形成手術	7160	卵管鏡下卵管形成術(注)	46410
腔断端挙上術(腔式・腹式)	29190	腹腔鏡下卵管形成術	42120
子宮内膜掻爬術	1180	試験開腹術	5550
クレニッヒ手術	7710	限局性腹腔腫瘍手術	
腹腔鏡下子宮内膜症病巣除去術	20610	1. 横隔膜下膿瘍	10690
子宮鏡下子宮中隔切除術、子宮内腔癒着切除術		2. タグラス窩膿瘍	5710
(癒着剥離術を含む)	18590	3. 虫垂周囲膿瘍	5340
子宮鏡下子宮内膜焼灼術	17810	4. その他のもの	8330
子宮位置矯正術		経皮的腹腔腫瘍ドレナージ術	10800
1. アレキサンダー手術	4040	(注)挿入時に行う画像診断、検査費用は算定しない。	
2. 開腹による位置矯正術	7540	虫垂切除術 1. 虫垂周囲膿瘍を伴わないもの	6210
3. 癒着剥離矯正術	14070	2. 虫垂周囲膿瘍を伴うもの	8880
子宮脱手術		9. 産科手術	
1. 腔壁形成手術及び子宮位置矯正術	16900	分娩時頸部切開術(縫合を含む)	3170
2. ハルパン・シャウタ手術	16900	骨盤位娩出術	3800
3. マンチェスター手術	14110	吸引娩出術	2700
4. 腔壁形成手術及び子宮全摘術(腔式・腹式)	28210	鉗子娩出術	
子宮頸管ポリープ切除術	990	1. 低位(出口)鉗子	2700
子宮腔部冷凍凝固術	990	2. 中位鉗子	4760
子宮頸部(腔部)切除術	3330	会陰(陰門)切開及び縫合術(分娩時)	1530
子宮腔部糜爛等子宮腔部乱切除術	470	会陰(腔壁)裂創縫合術(分娩時)	
子宮頸部摘出術(腔部切断術を含む)	3330	1. 筋層に及ぶもの	1650
子宮頸部異形成上皮又は上皮内癌レーザー照射治療	3330	2. 肛門に及ぶもの	3860
子宮息肉様筋腫摘出術(腔式)	3980	3. 腔円蓋に及ぶもの	4320
子宮筋腫摘出(核出)術 1. 腹式	24510	4. 直腸裂創を伴うもの	8200
2. 腔式	14290	頸管裂創縫合術(分娩時)	4900
腹腔鏡下子宮筋腫摘出(核出)術	37620	帝王切開術	
子宮鏡下有茎粘膜炎下筋腫切出術、子宮内膜ポリープ切除術	4730	1. 緊急帝王切開	22160
痕跡副角子宮手術		2. 選択帝王切開	22160
1. 腹式	15240	3. 前置胎盤を合併する場合又は32週未満の早産の場合	24520
2. 腔式	8450	胎児縮小術(娩出術を含む)	3220
子宮頸部初期痛又は異形成光線力学療法	8450	臍帯還納術	1240
子宮鏡下子宮筋腫摘出術	18810	脱垂肢整復術	1240
子宮腔上部切断術	9500	子宮双手圧迫術(大動脈圧迫術を含む)	2460
腹腔鏡下子宮腔上部切断術	14620	胎盤用手剥離術	2350
子宮全摘術	28210	子宮破裂手術	
腹腔鏡下腔式子宮全摘術	42050	1. 子宮全摘除を行うもの	29190
広韧带内腫瘍摘出術	14290	2. 子宮腔上部切断を行うもの	26700
腹腔鏡下広韧带内腫瘍摘出術	28130	3. その他のもの	14500
子宮悪性腫瘍手術	62000	妊娠子宮摘出術(ポロー手術)	33120
腹壁子宮瘻手術	21130	子宮内反症整復手術(腔式・腹式)	
重複子宮、双角子宮手術	22980	1. 非親血的	340
子宮頸管形成手術	3590	2. 親血的	13820
子宮頸管閉鎖症手術		子宮頸管縫縮術	
1. 非親血的	180	1. マクドナルド法	1740
2. 親血的	3590	2. シロッカー法又はラッシュュ法	3090
奇形子宮形成術(ストラスマン手術)	21130	3. 縫縮解除術(チューブ抜去術)	1500
腔式卵巣嚢腫内容排除術	1350	胎児外回転術	670
子宮付属器癒着剥離術(両側)		胎児内(双合)回転術	1190
1. 開腹によるもの	11580	流産手術	
2. 腹腔鏡によるもの	21370	1. 妊娠11週まで	1910
卵巣部分切除術(腔式を含む)		2. 妊娠11週を超え妊娠21週まで	5470
1. 開腹によるもの	4350	子宮内容除去術(不全流産)	2000
2. 腹腔鏡によるもの	18810	内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術	40000
卵管結紮術(腔式を含む)(両側)		胞状奇胎除去術	4280
1. 開腹によるもの	4350	子宮外妊娠手術	
2. 腹腔鏡によるもの	18810	1. 開腹によるもの	14110
卵管口切開術		2. 腹腔鏡によるもの	22950
1. 開腹によるもの	4350	新生児仮死蘇生術	
2. 腹腔鏡によるもの	18810	1. 仮死第1度のもの	840
腹腔鏡下多嚢胞性卵巣焼灼術	20620	2. 仮死第2度のもの	2890
子宮付属器腫瘍摘出術(両側)		10. その他	
1. 開腹によるもの	15720	性腺摘出術	
2. 腹腔鏡によるもの	25940	1. 開腹によるもの	6280
卵管全摘除術、卵管腫瘍全摘除術、子宮卵管留血腫手術(両側)		2. 腹腔鏡によるもの	18590
1. 開腹によるもの	12460		

複数手術の特例（主なもの）

子宮筋腫摘出（核出）術 1 腹式	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 1 開腹によるもの
腹腔鏡下子宮筋腫摘出（核出）術	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 2 腹腔鏡によるもの 子宮附属器癒着剥離術（両側） 2 腹腔鏡によるもの
子宮全摘術	広靱帯内腫瘍摘出術 子宮附属器癒着剥離術（両側） 1 開腹によるもの 子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 1 開腹によるもの
腹腔鏡下腔式子宮全摘術	腹腔鏡下広靱帯内腫瘍摘出術 子宮附属器癒着剥離術（両側） 2 腹腔鏡によるもの 子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 2 腹腔鏡によるもの
帝王切開術	子宮筋腫摘出（核出）術 1 腹式 広靱帯内腫瘍摘出術 子宮附属器癒着剥離術（両側） 1 開腹によるもの 子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 1 開腹によるもの
子宮外妊娠手術	子宮附属器癒着剥離術（両側） 子宮附属器腫瘍摘出術（両側）

点数の高い手術が主たる手術
従たる手術（1つのみ）50 / 100を加算

輸血料

I. 輸血

- 自家採血輸血（200mlごとに）1回目 ……750
2回目以降 ……650
 - 保存血液輸血（200mlごとに）1回目 ……450
2回目以降 ……350
 - 自己血貯血
 - 6歳以上（200mlごとに）
液状保存の場合 ……250
凍結保存の場合 ……500
 - 6歳未満（体重1kgにつき4mlごとに）
液状保存の場合 ……250
凍結保存の場合 ……500
 - 自己血輸血
 - 6歳以上（200mlごとに）
液状保存の場合 ……750
凍結保存の場合 ……1500
 - 6歳未満 体重（1kgにつき4mlごとに）
液状保存の場合 ……750
凍結保存の場合 ……1500
 - 交換輸血（1回につき） ……5250
- ⑩ 1. 自家採血、保存血又は自己血の輸血量には、抗凝固液の量は含まれない。
2. 骨髄内輸血又は血管露出術を行った場合は、骨髄穿刺、血管露出術を加算する。
3. 薬剤を使用した場合 $\frac{P-15円}{10} + 1$ 点とする。
4. 輸血に伴って行った患者の血液型（ABO式、Rh式）の費用として所定点数に48点加算。
5. 血液交叉試験又は間接クームス検査を行った場合は、1回につき30点又は34点を加算する。
6. 不規則抗体検査の費用として検査回数にかかわらず1月につき所定点数に200点を加算する。ただし、頻回に輸血を行う場合にあっては、1週間に1回を限度として所定点数に200点を加算する。

II. 輸血管理料

- 輸血管理料 I ……220
- 輸血管理料 II ……110

III. 術中術後自己血回収術（自己血回収器具によるもの） ……4500

麻酔料

- 迷もう麻酔 ……31
 静脈麻酔 1. 短時間のもの ……120
 2. 十分な体制で行われる長時間のもの ……600
 硬膜外麻酔 1. 頸・胸部 ……1500
 2. 腰部 ……800
 3. 仙骨部 ……340
- ⑩ 実施時間が2時間を超えた場合は、30分又はその端数を増すごとに所定点数に、それぞれ750点、400点、170点加算する。
 硬膜外麻酔後における局所麻酔剤の持続的注入（1日につき、麻酔当日を除く） ……80
 ⑪ 精密持続注入を行った場合は所定点数に一日につき80点を加算する。
 脊髄麻酔 ……850
 ⑩ 実施時間が2時間を超えた場合は、30分又はその端数を増すごとに所定点数に128点を加算する。
 開放点滴式全身麻酔 ……310
 マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔
 4. 腹腔鏡を用いた手術若しくは検査が行われる場合又は側臥位で麻酔が行われる場合
 (イ) 別に厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者に行う場合 ……9130
 (ロ) イ以外の場合 ……6710
 5. その他の場合
 (イ) 別に厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者に行う場合 ……8300
 (ロ) イ以外の場合 ……6100
- ⑩ 実施時間が2時間を超えた場合は、30分又はその端数を増すごとに、次に掲げる点数を所定点数に加算する。
 (ニ) 4に掲げる項目に係る手術等により実施時間が2時間を超えた場合 ……660
 (ホ) 5に掲げる項目に係る手術等により実施時間が2時間を超えた場合 ……600
- ⑩ 酸素と窒素は購入価格/10を加算できる。
 ⑩ 同一日に行われた呼吸心拍監視は所定点数に含まれる。
 ⑩ 硬膜外麻酔を併せて行った場合は、次に掲げる点数を所定点数に加算する。
 (イ) 頸・胸部 ……750
 (ロ) 腰部 ……400
 (ハ) 仙骨部 ……170
 ⑩ 全身麻酔の実施時間が2時間を超えた場合は、30分又はその端数を増すごとに、上記にそれぞれ375点、200点、85点を加算する。
- 麻酔管理料（I）
 1. 硬膜外麻酔又は脊髄麻酔を行った場合⑩ ……200
 2. マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を行った場合⑩ ……900
- ⑩ (I) で帝王切開術の麻酔を行った場合、所定点数に700点を加算する。
- 麻酔管理料（II）
 1. 硬膜外麻酔又は脊髄麻酔を行った場合⑩ ……100
 2. マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を行った場合⑩ ……300
- ⑩ 1. 緊急手術時の麻酔料 緊急手術の項参照
 2. 同一の目的のために2つ以上の麻酔を行った場合の麻酔料は、主たる麻酔の所定点数のみにより算定する。
 3. 薬剤料は $\frac{P-15円}{10} + 1$ 点とする。
 4. 麻酔の前処置として行われる麻薬、鎮静剤などの投薬、注射及び麻酔の副作用防止の目的で行う注射等は麻酔料の薬剤料として算定する。
 なお、別に偶発的事故に対する処置、注射などは算定ができる。

病理診断

- ① 1. 3臓器を限度とする。
2. リンパ節は所属リンパ節ごとに1臓器として数える。
術中迅速病理組織標本作製（1手術につき）……………1990
術中迅速細胞診（1手術につき）……………450
病理組織標本作製（1臓器につき）……………860
免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製
1. エストロジェンレセプター……………720
2. プロジェステロンレセプター……………690
② 同一月に併せて実施した場合、主たる病理組織標本作製の所
定点数に180点加算する。
細胞診（1部位につき）
1. 婦人科材料等によるもの……………150
2. 穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるもの……………190
③ 液状化検体細胞診加算……………85
病理診断料
1. 組織診断料……………400
2. 細胞診断料……………200
病理診断管理加算 1④
1. 組織診断を行った場合……………120
2. 細胞診断を行った場合……………60
病理診断料管理加算 2④
1. 組織診断を行った場合……………320
2. 細胞診断を行った場合……………160
病理判断料（病理診断料を算定した場合には算定しない。）……………150

投薬料

外 来	処方料	7種以上	29
		6種以下	42
	調剤料	内服薬・浸前薬及び頓服薬	9
		外用薬	6
入 院	処方料	入院基本料に包括	
	調剤料	（1日につき）	
			8

1. 院外処方せん料
薬剤一般名称処方せん交付加算……………2
（1）7種類以上の内服薬の投薬（臨時の投薬であって、投
薬期間が2週間以内のものを除く。）を行った場合……………40
（2）6種類以下……………68
2. 麻薬、向精神薬、覚せい剤原料又は毒薬を調剤した場合、
調剤料に外来患者の場合は1処方につき1点、入院中の患
者は1日につき1点を加算。
3. 麻薬、向精神薬、覚せい剤原料又は毒薬を処方した場合は
処方料に1処方につき1点を加算。
4. 乳幼児加算（3歳未満）（1処方につき）……………3
5. 特定疾患処方管理加算（月2回）（1処方につき）……………18
28日以上処方（月1回）……………65

注射料

注 射 点 数	外 来 (1日につき)	入 院 (1日につき)
皮下、皮下及び筋肉内注射	18	0
静脈内注射（6歳未満の乳幼児42点加算、翼状針を含む）	30	0
点滴注射 1. 1日分の注射量が500ccを超える場合（1日につき）	95	95
〔6歳未満の乳幼児は、1日分の注射量が100cc以上の場合〕	137	137
2. その他の場合（入院患者以外に限る）	47	—

- 精密持続点滴注射加算
（精密持続点滴注射用定量輸血回路を包括）（1日につき）……………80
プラスチックカニューレ型静脈内留置針（1日につき）
（1）標準型……………9
（2）針刺し事故防止機能付加型……………10
注1. 生物学的製剤を注射した場合には、15点加算する。
2. 麻薬を使用した場合は、当該注射につき5点を加算する。

3. 反応試験の費用は、所定点数に含まれる。
4. 点滴回路を使用した場合の費用は、点滴注射に包括する。
5. 1回目の血漿成分製剤の注射の場合、患者に必要な性、危
険性等を文書により説明した場合50点を加算する。
中心静脈注射用カテーテル挿入（6歳未満の乳幼児500点加算）……………1400

入院料

診療所（療養病床を除く）1日につき

入 院 基 本 料	1. 有床診療所 入院基本料1 （看護職員7人以上）	イ. 14日以内	771
		ロ. 15日以上30日以内	601
		ハ. 31日以上	511
	2. 有床診療所 入院基本料2 （看護職員4～6人）	イ. 14日以内	691
		ロ. 15日以上30日以内	521
		ニ. 31日以上	471
3. 有床診療所 入院基本料3 （看護職員1～3人）	イ. 14日以内	511	
	ロ. 15日以上30日以内	381	
	ニ. 31日以上	351	

1. 有床診療所一般病床初期加算（1日につき。7日を限度）……………100
2. 夜間緊急体制確保加算……………15
3. 医師配置加算1……………88
2……………60
4. 看護配置加算1（看護師3人を含む10人以上）……………25
5. 看護配置加算2（10人以上）……………10
6. 夜間看護配置加算1（夜間の看護要員の数が看護職員1人
を含む2人以上）……………80
7. 夜間看護配置加算2（夜間の看護職員の数1人以上）……………30
* 3～7は入院基本料1又は2に限る
妊産婦緊急搬送入院加算（入院初日）……………7000
医療安全対策加算1（入院初日）……………85
医療安全対策加算2（入院初日）……………35
ハイリスク妊娠管理加算（1日につき。20日を限度）……………1200
ハイリスク分娩管理加算
（1日につき。8日を限度。有床診療所では不可）……………3200
重症児（者）受入連携加算（入院初日に限る）……………2000
看取り加算（入院の日から30日以内）……………1000

短期滞在手術料

2. 短期滞在手術基本料2（1泊2日の場合）……………4822

対象手術（短期滞在手術基本料1）

1. 子宮頸部切除術
2. 子宮鏡下子宮筋腫摘出術
3. 子宮付属器腫瘍摘出術（両側）腹腔鏡によるもの

主な錠剤（薬剤料のみ）（ ）1錠の値段

アダスタン錠300mg	……………	(197.80)	……………20
エストリアル錠0.5mg [F]	……………	(19.50)	……………2
エストリール錠0.5mg	……………	(20.20)	……………2
エルシド錠100mg	……………	(31.30)	……………3
エンベシド錠100mg	……………	(61.60)	……………6
オキナゾール錠100mg	……………	(61.40)	……………6
オキナゾール錠600mg	……………	(333.80)	……………33
クロマイ錠100mg	……………	(74.50)	……………7
ソルコセリル錠坐薬	……………	(46.90)	……………5
ハイシジン錠200mg	……………	(51.20)	……………5
ハイセチン錠100mg	……………	(59.80)	……………6
パリナスチン錠100mg	……………	(51.30)	……………5
パリナスチン錠300mg	……………	(145.30)	……………15
フラジール錠250mg	……………	(38.00)	……………4
プレグランディン錠坐剤1mg	……………	(4,054.70)	……………405
フロロイド錠100mg	……………	(44.20)	……………4
ホーリンV錠用錠1mg	……………	(30.50)	……………3